

第 34 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年12月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 34 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年12月13日（月曜日）

午後 1 時 2 分開議

午後 1 時 25 分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(13人)

委員長 西岡勝成
副委員長 前川 收
委員 山本秀久
委員 村上寅美
委員 渡辺利男
委員 早川英明
委員 中原隆博
委員 馬場成志
委員 大西一史
委員 鎌田 聡
委員 吉永和世
委員 溝口幸治
委員 船田公子

欠席委員(1人)

委員 氷室雄一郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照 雄

次長 谷崎 淳 一

次長 内田 安 弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田 正 広

環境保全課長 松 島 章

水環境課長 田代 裕 信

水俣病保健課長 田中 義 人

水俣病審査課長 寺島 俊 夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智 彦

議事課課長補佐 平田 裕 彦

午後 1 時 2 分開議

○西岡勝成委員長 開会に先立ちまして御報告をいたします。

本日、氷室委員は欠席でございます。

ただいまから第34回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出があっておりますので、これを認めることといたしました。

なお、きょう、この特別委員会の開催の時間を、私のミスから、ほかの新幹線対策特別委員会が開催中に放送されまして、委員の皆さん方には不可解な思いをさせましたことを、この場をおかりして、おわびを申し上げます。

それでは、議題に入ります。

去る11月30日に、チッソ株式会社が国に許可申請をした事業再編計画について直接説明したいということで、臨時に当委員会を開催し、多くの貴重な御意見をいただき、改めてお礼を申し上げます。

チッソ株式会社が、引き続き水俣病問題への責任をしっかりと果たしていかれるよう強く願うものであります。

さて、本日は、10月4日の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

なお、説明等を行われる際、執行部の皆さんには、着席のままで行っていただきたいと思ひます。

それでは、説明資料に基づきまして、田中水俣病保健課長及び寺島水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

10月4日に開催されました特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御説明をいたします。

まず、10月9日に、環境大臣が、水俣市で、知事、水俣市長、被害者団体との意見交換を実施されました。

11月4日、知事と県議会水俣病対策特別委員会委員長が、チッソの事業再編計画に対し、意見書を提出されました。

11月12日、チッソが、事業再編計画の認可を国に申請いたしました。

11月16日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟について、原告、被告双方が和解に向けて基本合意をいたしました。なお、翌日の17日には、ノーモア・ミナマタ東京訴訟について、同様に、基本合意をいたしました。この2つの基本合意の内容は、熊本地裁とほぼ同じ内容で、四肢末梢優位の感覚障害を有すると第三者委員会にて判定をする場合、対象者に一時金210万円と医療費手当を支給するものであります。

11月21日、認定審査会を開催いたしました。

11月27日、国がチッソの事業再編を考える会を開催し、チッソが事業再編計画について説明を行いました。

11月30日、先ほど委員長からも御説明がありましたとおり、県議会の水俣病対策特別委員会が開催され、チッソから事業再編計画の

説明を受けました。

2ページをお願いいたします。

2の新たな救済策の取り組みについてでございます。

対象者数は、和解に向けた基本合意に基づく救済が2,998人、特措法に基づく救済が2万7,160人で、一時金を御希望の方が、下の表の小計のところに記載をしておりますとおり、1万2,363人でございます。

(2)の取り組み状況でございます。

診断について、和解の方は5月15日から、特措法の方は6月3日から随時実施をしております。診断後、速やかに判定を実施しております。

(3)の今後の県の役割についてでございますが、ノーモア・ミナマタ各訴訟における和解に向けた基本合意では、原告、被告は、判定が年内を目途に終了するよう努力することとされておりますが、先週の金曜日、12月10日に行われました和解協議の結果、来年3月までに和解が成立するよう、原告、被告双方が努力することとなりました。和解成立時期が延びましたが、その理由は、多数に上る原告の方々の判定に必要な資料収集に時間を要しているという技術的な事情から、そのような運びとなりました。

特措法に基づく救済につきましては、保健手帳をお持ちの方、認定申請中の方につきましては、今年度中に判定を終えることとされております。

3ページをお願いいたします。

県といたしましては、早期に救済が図られますよう、診断や判定を円滑かつ迅速に実施できますよう最大限の努力を行ってまいります。

水俣病保健課、以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 続きまして、3ページでございますけれども、3番の認定業務の状況についてでございます。

(1)の本県の認定申請者数につきまして、11月30日現在で2,968人でございます。

(2)の方は、もう説明を省略させていただきます、(3)でございますけれども、認定審査会でございますが、平成21年2月の開催からいきますと、11回開催してきております。一番の直近、最近では、先月の11月に開催をいたしました。今後も円滑な運営を図ってまいりたいと思います。

それから、4番、裁判の状況でございます。

こちらにつきましては、国家賠償等請求訴訟につきましては、4件のうち、先ほど説明もありましたが、3件は、ノーモア・ミナマタ関連でございます、和解協議の方を行っております。

また、棄却処分取り消しや認定義務づけ等を求める行政事件訴訟につきましては、3件のうち1件でございますけれども、そのうちの1件は、ことし7月に大阪地裁が県敗訴の判決を言い渡して、県はこれを不服として大阪高裁に控訴しておりますが、先月11月30日に控訴審の第1回口頭弁論が開かれたところでございます。

今後も、各訴訟につきまして、県処分の正当性等を主張、立証してまいります。

なお、各訴訟概要の一覧は、裏ページの4ページに記載しておりますが、説明の方は省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○渡辺利男委員 1件だけ、単なる質問ですけれども、一時金等の給付申請で、新規が2,704名ということですが、この年齢構成というのはわかりますか。大体何歳ぐらい

の方があっているというのは。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

この新規の方も含めまして、済みません、現時点では、その年齢構成につきまして、私どもではまだきちんと調べておりません。

○鎌田聡委員 済みません、ちょっと前ですか、特措法に基づく救済者で、対象地域外の方は、そこに生活していなくても、多食が認められれば救済の対象になるということでしたけれども、その多食という概念はどう判断していくのか。いろんな通勤とか通学もあるんでしょうか、そういったことじゃなかったかと思っておりますけれども、その辺はどう今後、対象地域外の方々からの多食というのを、どういう考え方でまとめていかれるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○田中水俣病保健課長 今、鎌田委員の方からお話がありましたように、対象地域内に居住されていない方につきましては、水俣湾、その周辺水域の魚介類を多食したと認めるのに相当の理由があることが必要とされております。この相当な理由があるかにつきましては、例えば御家族の状況、御家族の中に認定患者がいらっしゃるのか、あと、対象地域外の方も、対象地域のお近くの方もいらっしゃるし、遠くの方もいらっしゃいます。それから、御自分で魚をとっていたという方もいらっしゃいますし、買っていた、あるいはもらっていた方など、さまざまな方がいらっしゃいます。個々の事情がございますので、個別に事情をお伺いして判断をせざるを得ないと思っております。

そうした中で、相当な理由があるというふうに認められる方につきましては、対象地域内にお住まいの方と同様に、順次判定を受けていただいているところでございます。

○鎌田聡委員 非常に難しい判断だと思えますが、ちなみに、その対象地域外の方というのはどのくらいですか、この申請者の中で、2万7,160。

○田中水俣病保健課長 対象地域外の方で、2万7,160人のうち、保健手帳をお持ちの方で、被害者手帳へ切りかえをされた1万4,797というのはもう全部対象地域内の方でございます。残りの一時金に御申請をなされた1万2,363人の方の中に一部対象地域(外)の方がいらっしゃいますが……。

○鎌田聡委員 外がね。

○田中水俣病保健課長 はい、地域外の方がいらっしゃいますけれども、この具体的な数字のところにつきましては、まだ私どもの方で順次今ヒアリングをしているところでございますので、明確にちょっとまだ数を積み上げられていないところでございます。

○鎌田聡委員 そこも踏まえて、特措法の救済が今年度中に判定を終えるということによるのでしょうか。そこだけ少しおくれていくとかじゃなくて、今年度中に、対象地域外のこの申請者について、すべてやるということで理解、よろしいんですかね。

○田中水俣病保健課長 閣議決定でその認定申請をなさっている方、それから保健手帳の方は、皆さん対象地域内でございますけれども、それで示された目標を達成するために、精いっぱい頑張ったいと思っております。

○鎌田聡委員 幾つかの条件があるかと思えますけれども、対象地域外の方ですね。いずれにしても、症状が、やっぱり同じよ

うな症状の方もいらっしゃるでしょうし、前提条件が少し変わる可能性もありますけれども、少しそのそごを来さないように、やっぱりしっかりと症状重視でぜひ見ていただきたいなと思えますけれども、今後どのような対応になるか、少し状況を私も見守っていきたくと思えますけれども、ぜひ、何かそこでまた変なふうに——やっぱり広く救済するという観点から取り組みを進めていただきますように要望しておきます。

○駒崎環境生活部長 ただいまの点、鎌田委員の御指摘、もっともな点でございますけれども、症状だけでいいますと、しびれでありますとか、からすまがりをしばしば起こすというふうな、ほかの原因でも起こるといところが常につきまとうところで、肝炎の症状のように血液検査ですぐわかるというところがないところが悩ましいところでございます。

暴露というふうに言っておりますが、魚を多食したかどうか、その因果関係をできるだけ突き詰めて、申請者の方にも、いろんな資料がないかどうかは提出を求めているところでして、最終的には公費で支援をするということになりますので、社会的に見て妥当な範囲であったという点も必要かと思っております。

一方で、余りそこを狭めて、また多くの方が救済対象にならなかったということで、また新たな紛争というふうなことになるのは、これまでの繰り返しになりかねません。大変難しいところですが、申請者の方にも、できるだけ自分の状況を客観的に説明、証明していただくと同時に、私たちは、虚心坦懐に申請者の方の訴えを聞きながら、症状なり魚の多食歴の整理をきちんとやっていきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 今、少し関連しますけれども、今部長も虚心坦懐にいろんな状況という

ふうな話だったんですが、新たな救済策ということでの救済、いろいろ今申請があつとると思いますが、当初非常に混乱をしたというか、事務的な手続も含めてですけれども、なかなか手続上、マンパワーが非常に足りないとか、それから申請する方のいろんな理解が、なかなか事務的な書類をそろえたりとか、いろんなことに関する理解ができなくて、なかなか手間取つとるというようなことも、過去の委員会で報告がありましたけれども、今事務的な手続も含めて、人的なものも含めてですけれども、その辺は多少落ちついてきているのかどうかというところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○田中水俣病保健課長 今、大西委員の方からお話がありましたとおり、5月1日の申請が、受け付け開始してから3カ月程度は、非常にまだ申請の数が多かったということと、それから私どもの方の、御指摘がありましたとおり、マンパワーも不足していた、そういう部分もございまして、確かに、おっしゃいましたような混乱といいますか、手続のおくれというのは正直ございまして。その後、受け付け、相談等に対応する非常勤職員を採用しましたり、あるいは地元の各市町の方に御協力をいただきまして、現場の方で、可能な限り御相談や書類の作成等につきまして指導していただくような体制を整えました。

その結果、また、もう1点、申請の数も当初に比べて落ちついてきたということもございまして、現時点で大きな支障になるようなおくれ等があるというふうには認識をしております。おおむね、御申請がいただければ、速やかに診断の方を受けていただくような体制がとれていると思っております。

○大西一史委員 今の点、事務的なことである程度の理解が得られなかった部分とか理解が足りない部分とか、そういうところでの手

続上のあれというのはあると思いますが、その辺をできるだけやっぱりなくして、やっぱりスムーズにこの申請に対しては取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それともう1点、済みません、ちょっとこれは、この問題というか、ちょっとびっくりしたというか、ことでお聞きしたいんですけれども、これは部長にお聞きしたいんですけれども、潮谷前知事が、この前、報道で、どっか大学の講義といいますかね、講演といいますか、そういうの中で、県では認定基準を変えられなかったというような御発言をされていたという記事が載っておりました。私も、その具体的な講義の内容をしっかりと聞いたわけではないし、承知はしていないんですけれども、一般の民間の方の例えば学者さんが発言されたのとはちょっと違って、やっぱり前知事の発言ということもあって、非常にちょっと私はインパクトがあるなというふうに思ってみたんですけれども、県では認定基準を変えられなかったというのは、認定基準を変えようとしたことが、そもそもじゃああったのかとかということも含めてですけれども、ああいった記事が出たことに対して、あるいはああいう発言をされたことに対して、やっぱり前知事ですから、それなりにお仕えをされていた中で、どういうことだったのかなど、どういうふうに受けとめられたのかなということをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○駒崎環境生活部長 私も、潮谷前知事の講演全部を取り寄せて確認したわけではございませんけれども、報道の記事を拝見した限り、平成16年の最高裁判決で新たに水俣病と認定されたんだと、あの原告の方々が。判決では、メチル水銀中毒というふうな表現をとっていたにせよ、県が救済していなかった人たちが、裁判所から見ると救済すべき人だと

言われたという意味では、認定されたというふうな受けとめをされたのかなと思いました。平成16年当時は、私は水俣病の仕事を担当しておりませんでしたので、当時の環境生活部なり潮谷知事の間でどういう議論があったのかは詳細には直接は体験していないんですけども、潮谷知事としては、環境省に対して、52年の判断条件を変えるのか変えないのか、これまでどおりの判断で認定審査を続けると、またそこで落ちた方が裁判所に行けば認容されるということもあり得るということで、環境省に対して、認定基準をどう考えているのか、変更する予定があるのかどうかというふうな確認はされた記録がございます。そうした意味で、県が52年判断条件は妥当でないから変えるべきだと主張したわけでもありませんし、県が独自に新たな基準をつくって認定作業をしようとしたわけでもございませんけれども、環境省に対して、どういうふうな姿勢で取り組むのかという意味を確認したという経緯はございます。

それに対して、環境大臣から、認定基準は52年の判断条件を変更しないと、最高裁の判決というのは、公健法に基づく水俣病患者として認定するという趣旨ではなくて、認定には至らなくても、損害賠償としては認容する余地があるという判断なんだというふうなことで返事が返ってきまして、それで、県としては、独自に、法定受託事務をやっている以上、独自の判断基準をみずからつくったり、あるいは仕事を放棄したりするということではできませんので、従来の52年判断条件での作業にもう一回戻ったといいますか、52年判断条件に基づく審査を継続するという決定をしたということだと思えます。

そうした経緯からすると、前知事の講演の中では、御自分の気持ちの部分と県としての議論の部分が多少一緒になって発言があったかと思えます。県として判断条件をみずからつくろうとしたとか変えようとしたとかいう

ことはありません。ただ、どうするのかという、法定受託事務はこのままのやり方でいいのかという確認をしたというのが実際真相ではないかなと思っております。

インパクトの点につきましては、確かに、一般の被害者団体の方とか学者の方の発言と違いまして、直接認定審査の処分もなさっていた処分庁である知事でもありましたし、裁判についても直接当事者であるという県の代表者でもありましたので、大きなものがあつたかと思えますけれども、御自分の信念に基づいて、必ずしも十分な対応が被害者のためにできなかったという気持ちを込めての発言であつたのかなというふうな受けとめております。

○大西一史委員 結構です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ないようですので、次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に移ります。その他に何かございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 特にないようですので、私から一言申し上げておきたいと思えます。

新たに、近畿と東京のノーモア・ミナマタ訴訟においても、和解に向けて取り組む状況となりましたが、引き続き、国と密に連携をとって、診断や判定を迅速に進められること、また、審査会を含めて公健法の認定審査

についても着実に進められることの2点を執行部の方をお願いをいたしておきたいと思えます。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして本委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後1時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長